

原発放射線影響対策の基本方針

平成 23 年 9 月

奥州市原発放射線影響対策本部

1 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

市は、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響から市民の健康と安全を守るために全力をあげて市内全域できめ細かな測定を行い、多岐に渡る放射線の影響について把握するとともに、市民が受ける年間被曝量1ミリシーベルト（自然放射線を除く。）以下を目指し、市民に対し情報提供及び迅速かつ効果的な除染等を行い、市民の不安の解消と風評被害の防止を図る。

これまでの取組を踏まえ、放射線量等の変化や原発事故処理の進捗状況に柔軟に対応し、放射線影響対策に万全を期すものとする。

(2) 費用負担等

東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故による汚染対策については、国及び東京電力㈱の責任において行うべきものであり、市民の安全・安心を確保するために市が実施した放射線量等の測定及び除染等に係る費用についても、国及び東京電力㈱が負担すべきものである。

これまで実施したこれらの費用についても、過去に遡って国及び東京電力㈱に負担を求めることはもとより、当面かかる費用について必要に応じて岩手県の補助金制度を活用する。

2 放射線対策の現状と当面の方針

① 地区センター（公民館含む） 担当課 総合政策部 まちづくり推進課

定点・補完観測箇所及び児童センターを併設する施設については、測定を実施している。今後、未実施の施設の測定実施について検討するものとする。

② 定点及び補完観測地点の空間線量 担当課 市民環境部 生活環境課

放射線量の現状と推移を観測するため、定点観測10箇所、補完観測9箇所の測定を6月から実施している。測定器を所有していなかったことから業務委託により測定を行っている。購入手続き中の測定器が納品された後には、直営での定点・補完観測に切り替え、当面の間、測定は実施するものとする。

③ 工業製品 担当課 商工観光部 企業振興課

市内で生産される工業製品は国内外に取引があり、場合によっては放射線量測定の実証が求められている。このことから、放射線量測定の実証に
応じている市铸件技術交流センターに測定器を配置し、製品の表面線量を
測定して取引先及び消費者への安全・安心を確保するものとする。

④ 農畜産物 担当課 農林部 農政課

農畜産物については、岩手県主導で放射性物質の検査を行っており、水
稲・野菜・果樹等の農産物は全ての品目で規制値以内となっている。また、
畜産物においては、牛肉が一時出荷制限されたが、現在は流通が再開して
いる。

今後、放射性物質測定器を配備し、農畜産物の安全認証システムや品質
管理体制を構築することにより、消費者の不安を払拭すると共に生産者が
自信を持って営農できる体制を整えるよう積極的に取り組むものとする。

⑤ 保育施設及び児童関係施設(教育施設を除く)

担当課 健康福祉部 子ども・家庭課

7月9日から17日にかけて、公立・私立保育施設の測定を実施した。そ
の結果、1マイクロシーベルト/毎時以上を計測した施設について、8月
6日・7日に再測定を実施し、再度1マイクロシーベルト/毎時以上を計
測した施設について8月11日から25日にかけて除染を実施した。

また、児童センターや放課後児童クラブなどの教育施設を除く児童関係
施設は、9月8日と15日に測定を実施した結果、数箇所の施設で1マイク
ロシーベルト/毎時以上を計測した。

今後、除染を前提として、認可外施設も含めた全施設での詳細測定及び
1マイクロシーベルト/毎時以上を計測した場合は除染を実施し、除染後
も一定の間隔で経過確認のために測定を実施するものとする。

⑥ 道路施設 担当課 都市整備部 土木課

通学路の測定について、除染方法及び側溝清掃等と合わせて測定の実施
について検討するものとする。

⑦ 公園施設 担当課 都市整備部 都市計画課

施設が相当数に及ぶことから、測定箇所や優先順位について検討し、順
次測定を実施していくこととする。また、測定の結果1マイクロシーベル
ト/毎時以上の値が計測された場所については、速やかに立入禁止措置を
講じ、その後、地域住民の協力を得ながら、優先順位を考慮のうえ計画的
に除染作業を実施していくこととする。

- ⑧ **公共下水道処理施設** 担当課 都市整備部 下水道課
国の基準に従い、市が管理する前沢浄化センターの脱水汚泥について放射性物質を継続的に測定し、適切な管理に努める。
- ⑨ **浄水施設（水道水）** 担当課 水道部 工務課
浄水施設（水道水）については、県において測定を実施しており、これまでの結果は基準値を大きく下回っている。しかし、県の測定は抽出調査であることから、安全の確認のため、必要な調査を市独自に行なうとともに、今後も広範囲の定期的な測定を県に対して要請する。
- ⑩ **学校教育施設** 担当課 教育委員会 学校教育課
7月9日から17日にかけて、学校教育施設の測定を実施した。その結果、1マイクロシーベルト／毎時以上を計測した施設について、8月6日・7日に再測定を実施し、再度1マイクロシーベルト／毎時以上を計測した施設について8月11日から25日にかけて除染を実施した。今後、除染を前提として、全施設での詳細測定及び1マイクロシーベルト／毎時以上を計測した場合は除染を実施し、除染後も一定の間隔で経過確認のため測定を実施するものとする。
- ⑪ **スポーツ施設** 担当課 教育委員会 スポーツ振興課
今後計画的に測定するものとする。
- ⑫ **社会教育施設** 担当課 教育委員会 生涯学習課
今後計画的に測定するものとする。

3 放射線量等の測定

(1) 測定対象

放射性物質の影響は多岐にわたるが、市民の安全を確保するため、まずは環境に対する基礎的な影響を把握できる、大気、飲料水、農畜産物の調査を優先する。

特にも、放射能の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における空間放射線量の調査に重点的に取り組む。加えて、食の安全・安心を重視する観点から農畜産物の測定対象の充実を図る。

なお、放射性物質が最終的に集まっていくことが懸念される汚泥、廃棄物等についても、調査を行う。

(2) 測定地域

市内全域を対象とする。

(3) 測定体制

岩手県が所有するモニタリングポスト、ゲルマニウム半導体検出器、サーベイメータを最大限活用するほか、市においても速やかな機器の増設・導入を図る。加えて、外部機関への委託など、国・県及び関係機関・団体の協力を得て体制の充実に努める。

(4) 測定結果の公表

市民や消費者への不安解消や風評被害の防止のため、報道機関に対する情報提供や市の広報媒体等により、市民はもとより広く県外国外に対して迅速で分かりやすい情報提供を図り、本市の対策の周知に努める。

(5) 放射線測定未実施施設

これまで子ども達が活動する施設を最優先として、学校教育施設・保育施設を中心に放射線量測定及び除染活動を実施してきた。しかしながら、子ども達が放課後等に活動する施設である放課後子ども教室設置施設、スポーツ施設、地区センター（公民館含む）、公園等の測定が未実施であることから、優先順位等を勘案し、測定の実施について検討するものとする。

また、まだ測定を実施していない多くの公共施設の測定が見込まれるが、測定器、人的体制、時間等の制約があることから、抽出調査等も視野に入れ、測定の実施について検討するものとする。

《参考》

放射線量等の測定機器の状況

① 空間線量等の測定に用いる機器

調査項目： 空間線量率（大気）

測定単位： $\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト／毎時）

【可搬型放射線測定器】（NaI(Tl)シンチレーション検出器サーベイメータ）

TCS-172B /市所有（10月末納品予定） 3台

※ 納品までの間の対応

TCS-151 /市所有（水沢病院） 1台

TCS-172B /一関保健所所有 1台

【簡易放射線測定器】

PA-1000Radi（Cs1(Tl)シンチレーション検出器サーベイメータ）

/市所有（10月上旬納品予定） 10台

【個人被曝線量計】

PDM-122（シリコン半導体検出器線量積算メータ）

/市所有（10月上旬納品予定） 5台

□配置計画

配 置 先	測定機種				用 途
	TCS-151	TCS-172B	PA-1000Radi	PDM-122	
市民環境部 生活環境課	—	3台	10台	5台	環境定点観測 除染活動
合 計	1台	3台	10台	5台	

※ 生活環境課配置の測定器は当面同課が一括管理し、除染活動に一定の目途がついた後に必要な部署への再配置を検討する。

② 工業製品等の測定に用いる機器（製品表面の放射線量を測定）

調査項目：工業製品等

測定単位：μSv/h（マイクロシーベルト／毎時）

【簡易放射線測定器】

LK3600（GM計数管式サーベイメータ）/レンタル 1台

PA-1000（Cs1(Tl)シンチレーション検出器サーベイメータ）

/市所有（10月納品予定） 2台

□配置計画

配 置 先	測定機種		用 途
	LK3600	PA-1000	
奥州市鋳物技術 交流センター	1台	—	工業製品表面測定
	—	2台	

③ 農産物等の測定に用いる機器（放射性物質の測定）

調査項目：農産物、粗飼料等

測定単位：Bq/kg（ベクレル／キログラム当り）

【表面汚染測定器】

NHJ2（大面積シリコン半導体検出器サーベイメータ）/市所有 3台

【固定型放射性物質測定器】

NMU11（NaI(Tl)シンチレーション検出器スペクトロメータ）

/農協所有（市補助金） 2台

ANNA（NaI(Tl)シンチレーション検出器スペクトロメータ）

/市所有 2台

□配置計画

配 置 先	測定機種			用 途
	NHJ2	NMU11	ANNA	
本庁及び総合支所	3台	—	—	農作物等簡易測定
JA岩手ふるさと	—	1台	1台	出荷検査 農作物等簡易測定
JA江刺	—	1台	1台	
合 計	3台	2台	2台	

4 課題と対応方針

(1) 基本的な考え方

住環境や農畜産物等の放射線量等の測定を実施する中で、市民の健康等に被害が及ぶ、又は、その恐れがある数値が計測された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(2) 除染対策

除染は、国の方針や見解、学術的な知見に基づき、放射線量の低減及び除染により生じる汚染物質の安全な管理に万全を期すものとする。

除染活動は、まずは子どもを放射線から守ることを最優先として学校教育施設及び保育施設を当面優先的に行う必要があることから、「学校教育施設等における当面の除染方針」により除染を実施する。実施にあたっては、特に放射線量の高いところから順に除染することとするが、除去した汚染土の安全かつ恒久的な処理先の基準が示されていないことから、原則敷地内仮埋設を基本とするが、埋設量に限界があることから、当面は1マイクロシーベルト/毎時以上を計測した箇所を対象として除染を行うこととする。

その他の施設は、前述した実施箇所が終了しだい、優先順位を検討しつつ順次実施していくこととする。

なお、来年度以降も除染活動を継続していくことが予想されることから、新年度予算編成時に、除染費用等の要求について検討するものとする

(3) 道路側溝・水路汚泥処理

道路側溝等の清掃に伴う汚泥の処理方法が決定していないため、清掃活動を見合わせている。国から示された基準によると、8,000ベクレル/キログラム以下であれば一般廃棄物として処分できるとされている。しかしながら、場所によって汚染度合いが異なること、測定に多額の費用がかかること、8,000ベクレル/キログラムを超える数値が計測された場合の処理方法等が

課題となっている。このため、国から処分方法（処分地）が示されるまでは、清掃活動の再開は難しいと考える。このことから来年度の清掃時期までに、処分方法が明示されるよう、国及び県への要望を行うものとする。

(4) 野外焼却

県条例の例外規定で認められている農業行為に伴う刈草等の野外焼却について、放射性物質による汚染問題に関連して再拡散を懸念する声に配慮し、岩手県から野焼きを控えることについての周知依頼があったが、処分方法については明確な指示がないことから、今後国及び県に対して基準の明確化を求めつつ慎重な対応が必要である。

(5) 市民の健康管理

放射線の健康への影響など、市民の不安を軽減し健康な生活を守るため、健康診査や健康相談等の窓口を開設するなど体制を整備する必要があるが、国及び県からの支援及び指導が必須と考えており、岩手県に対して、緊急被ばく医療機関の設置を早急に行い、健康状態の検査や専門的な指導機関としての対応を早急に実施するよう要望していく。

(6) 最終処分場

胆江地区衛生センターの焼却灰については、奥州金ヶ崎行政事務組合において住民説明会を行い、8,000ベクレル／キログラム以下とした上で前沢区石田の最終処分場へ埋め立てている。

奥州金ヶ崎行政事務組合では、国の指針の中で一般廃棄物処理の安全性の確認をするため、モニタリングをすることとなっており、最終処分場の空間線量については、処分地外と処分地内では大きな差がなく、問題はないと考えている。

地下水については、放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されておらず、また、下水道放流水についても排水濃度限度（150ベクレル／リットル）に比べ非常に低い数値となっており、問題はないと考える。

市としても、市民の安心、安全な生活環境を守るため、今後の状況を注視し対応していく。

(7) 放射線影響の知識普及

放射線の影響に関する不安は、見えないことによる不安はもとより、今まで一般的な知識として普及されてこないことや、昨今のテレビやインターネットによる情報の氾濫による情報の選択が困難になっていることも考えられることから、市としてこれらに関する情報や知識を普及することにより、安心を提供するよう努めるものとする。

5 関係機関との協働・連携強化

国の責任における早急な対策の要請については、県を通じ強力かつ継続的に行い、また、各種関係機関・団体との協働・連携を強化し、放射線影響に関する対策の強化を図るものとする。